



# 金沢市公報

第2560号

平成19年(2007年)8月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次

● 告 示

○平成8年告示第47号(本市が設置する都市公園の名称等について)の一部改正について	(緑と花の課)	1
○市道の区域の変更について	(道路管理課)	2
○道路の供用の開始について	( )	3
● 公 告		
○浄化槽保守点検業者の登録について	(環境保全課)	3
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可について	(区画整理課)	3
○開発行為に関する工事の完了について	(建築指導課)	3
○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて	(農業委員会事務局)	4

ページ

● 教育委員会告示

○平成17年教育委員会告示第2号(金沢市民俗文化財展示館の指定管理者の指定について)の一部改正について	(国際文化課)	4
○平成17年教育委員会告示第4号(金沢市立ふるさと偉人館の指定管理者の指定について)の一部改正について	( )	4
● 公営企業告示		
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について	(建設課)	5
● 公営企業公告		
○下水道排水設備工事業者の指定について	(企業総務課)	5
○指定給水装置工事業者の指定について	( )	5

## 告 示

● 金沢市告示第212号

平成8年告示第47号(本市が設置する都市公園の名称等について)の一部を次のように改正する。

平成19年8月1日

金沢市長 山 出 保

第1項の表中

401	上安原みどり公園	金沢市安原中央土地区画整理事業地126街区8番	平成19年 3月31日			を
401	上安原みどり公園	金沢市安原中央土地区画整理事業地126街区8番	平成19年 3月31日			
402	産王の杜公園	金沢市安原中央土地区画整理事業地88-2街区1	平成19年 8月1日			
403	八洲原公園	金沢市安原中央土地区画整理事業地124-2街区1	平成19年 8月1日			

404	松村なかよし公園	金沢市松村第二土地区画整理事業地内8街区	平成19年 8月1日		
405	松村五反田公園	金沢市松村第二土地区画整理事業地内28街区	平成19年 8月1日		
406	東金沢ガーデンシティ公園	金沢市高柳町十三字1-14	平成19年 8月1日		

に、

改め、第2項の表中

16	鳴和台市民公園	金沢市鳴和台285番ほか	平成11年 3月31日		
----	---------	--------------	----------------	--	--

を

16	鳴和台市民公園	金沢市鳴和台285番ほか	平成11年 3月31日		
17	松村あおぞら公園	金沢市松村第二土地区画整理事業地内42街区	平成19年 8月1日		

に、

改め、第7項の表中

75	福増町緑地	金沢市安原中央土地区画整理事業地19街区ほか	平成19年 3月31日		
----	-------	------------------------	----------------	--	--

を

75	福増町緑地	金沢市安原中央土地区画整理事業地19街区ほか	平成19年 3月31日		
76	松村南緑地	金沢市松村第二土地区画整理事業地内	平成19年 8月1日		

に

改める。

●金沢市告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成19年8月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成19年8月1日

金 沢 市 長 山 出 保

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一級幹線	1級幹線51号 みどり団地線	みどり3丁目 130番1 先から	旧	24.6～33.4	58
		みどり2丁目 6番14 先まで	新	16.0～21.0	58
二級幹線	2級幹線301号 卯辰山公園線	材木町 216番1 先から	旧	7.3	57
		材木町 216番1 先まで	新	9.6	57
一般市道	安江町線9号	安江町 35番3 先から	旧	3.6～3.7	63
		安江町 35番3 先まで	新	6.2	61
一般市道	安江町線10号	安江町 35番3 先から	旧	5.1～5.4	64
		安江町 1番 先まで	新	7.0～7.3	64
一般市道	横山町線2号	横山町 296番1 先から	旧	4.6	36
		横山町 296番4 先まで	新	5.3	36
一般市道	横山町線8号	横山町 296番5 先から	旧	2.9	19
		横山町 296番4 先まで	新	5.0	19

一般市道	米 丸 16 号	黒 田 1 丁 目	151番3	先から	旧	2.7	25
	黒田1丁目線 4号	黒 田 1 丁 目	151番1	先まで	新	4.6	25

## ●金沢市告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成19年8月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成19年8月1日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供用開始日
1 級 幹 線 51 号 みどり団地線	みどり3丁目 130番1 先から みどり2丁目 6番14 先まで	平成19年8月1日
2 級 幹 線 301 号 卯辰山公園線	材 木 町 216番1 先から 材 木 町 216番1 先まで	〃
横 山 町 線 2 号	横 山 町 296番1 先から 横 山 町 296番4 先まで	〃
横 山 町 線 8 号	横 山 町 296番5 先から 横 山 町 296番4 先まで	〃
米 丸 16 号 黒田1丁目線 4号	黒 田 1 丁 目 151番3 先から 黒 田 1 丁 目 151番1 先まで	〃

## 公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に登録したので公告します。

平成19年8月1日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
65	株式会社シンクタンク	金沢市有松5丁目4番31号	平成19年7月16日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年8月1日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市無量寺第二土地区画整理組合	平成16年11月1日から 平成24年3月31日まで	金沢市無量寺町イ、ロ、ハ、ニ及びホの各一部並びに畝田東4丁目、鞍月3丁目及び戸水2丁目の各一部	金沢市無量寺1丁目99番地	平成16年10月22日	平成19年7月20日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成19年8月1日

金沢市長 山 出 保

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市戸水1丁目176番1及び176番2	道路 金沢市戸水1丁目176番2	金沢市戸水1丁目173番地 西野 脩
金沢市横山町296番1から296番4まで及び296番6	道路 金沢市横山町296番6	金沢市富樫1丁目2番10号 株式会社 杉本住宅 代表取締役 杉本 誠二
金沢市高柳町十字106番2、106番3、106番4、十三字1番1、1番12から1番78まで、小坂町西12番1、12番7から12番11まで、三池町206番1及び206番9並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市高柳町十字106番2、十三字1番12、1番16、1番17、1番35、1番68から1番70まで、1番76、小坂町西12番1及び12番7並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 公園 金沢市高柳町十三字1番14	金沢市大和町1番5号 アパ住宅 株式会社 代表取締役 元谷 外志雄
金沢市桜町192番2及び192番4から192番7まで	道路 金沢市桜町192番2	金沢市駅西本町1丁目15番20号 本陣住宅株式会社 代表取締役 西沢 隼人

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成19年8月1日

金沢市長 山 出 保

## 教育委員会告示

### ●金沢市教育委員会告示第10号

平成17年教育委員会告示第2号（金沢市民俗文化財展示館の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成19年8月1日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
施設の名称	金沢市民俗文化財展示館	金沢くらしの博物館	平成19年4月1日

### ●金沢市教育委員会告示第11号

平成17年教育委員会告示第4号（金沢市立ふるさと偉人館の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成19年8月1日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
施設の名称	金沢市立ふるさと偉人館	金沢ふるさと偉人館	平成19年4月1日

## 公 営 企 業 告 示

## ●金沢市公営企業告示第9号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成19年8月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成19年8月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
  - (1) 高柳町、三池町及び田上本町土地区画整理事業地の各一部
  - (2) 千木町、今昭町、宮保町、月浦町及び無量寺町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
  - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市浅野本町ホ131番地  
名称 城北水質管理センター
  - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市湊3丁目5番地8  
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

## 公 営 企 業 公 告

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成19年8月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成19年8月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地
512	有限会社 エヌ・シー・ティ	金沢市新保本1丁目304

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成19年8月1日に次の者を指定給水装置工事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成19年8月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地
492	有限会社 エヌ・シー・ティ	金沢市新保本1丁目304

平成19年(2007年)8月1日 印刷  
平成19年(2007年)8月1日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
カネモト印刷(株)